



こんにちは 赤ちゃん

わが家の自慢の赤ちゃん、掲載しませんか。(生後 12 か月まで)
お申し込みは、広報係 (☎ 2 8 6 - 3 1 1 1) まで。



ごせ あおい
★ 五瀬 葵 ちゃん

パパ 貴宏さん ママ 由香里さん
(惣領 1 町内)

ご はんおかわい!
せ くしーピーム!
あ いとる顔負け!
お めめくいくい!
い つも元気いっぱいです!



なかやま だいち
★ 中山 大地 くん

パパ 健さん ママ 明美さん
(古 閑)

いつも元気な大地です。
5月で1歳になりました!
みなさん
これから
よろしくお願ひします♡



やまぐち たける
★ 山口 文瑠 くん

パパ 和久さん ママ かおりさん
(辻の城団地)

お兄ちゃん!
いつもあそんでくれて
ありがとう。
これからも あっ〜と
ながよしで いてね♪



差別のない人権尊重の町づくり ～ 障がい者の人権 ～



障がい者の人権に関しては、1971 (昭和 46) 年に「知的障がい者の権利に関する宣言」が、1975 (昭和 50) 年には「障がい者の権利宣言」が国連総会において採択されました。

わが国でも、1982 (昭和 57) 年に「障がい者対策に関する長期計画」等が策定され、施策の基本的方向と具体的方策を明らかにしました。

障がい者基本法第 3 条では「すべて障がい者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」と規定しています。しかし現実的には、障がい者についての理解・認識の不足から本人やその家族が差別的な言動を受けたり、不利益をこうむったりする問題も生じています。障がい者差別をなくし、社会参加を実現するために、社会活動参加への支援やニーズに対応した施設等の充実に取り組み、企業等への就労拡大などを目指していく必要があります。障がい者が予断と偏見に基づいて差別されるのは許されません。

障がい者の人権については、社会を構成する一人の人間として基本的人権が尊重され、自己選択と自己決定に必要な情報提供と、正しい認識の普及や住民のふれあいによる相互理解を啓発・推進する必要があります。今後も障がい者問題について正しい理解と認識を深める必要があります。

お問い合わせ先 役場健康福祉課 人権対策係 ☎ 2 8 6 - 3 1 1 1 内線 1 3 1